

不法な盗聴行為を糾弾し、自主的な教育行政の推進を求めます

1. 盗聴は、不法な目的をもつ者が行う反社会的行為です。その対象が行政であれ、企業であれ、個人や団体であれ、法治国家ではあってはならないことです。行政に対する盗聴行為は、主権者である府民に奉仕する行政サービスをゆがめさせる危険をもちます。とりわけ今回の盗聴問題は、全国一斉学力調査の市町村別結果公表問題をはじめとする教育施策にたいする府民的関心が高まり、知事と府教委との間に政策判断の違いがうまれているもとで、不法に入手された情報によって教育委員会の施策に圧力が加えられる危険があり、問題はいっそう重大です。
2. ところが、盗聴発覚に対する橋下知事のコメントは「良くない行為だが、企業社会でもよくあることで、そんな大それたことだとは思っていない。組織として防衛策を講じていきたい」（「産経」9月12日付）という驚くべきものです。不法行為に対する怒り、行政の長としての府民や職員に対する責任がまったく欠如しているだけでなく、盗聴という犯罪行為を事実上容認する不見識な発言です。これは知事が先に、府立国際児童文学館の利用者と職員をビデオで隠し撮りしたうえで、「民間では当たり前」として、これを正当化したことと同質の問題です。
3. 反対意見を押しさえつけるために自ら無法行為、暴論をくりかえしてきた知事が、今度は行政にたいする盗聴という不法行為を事実上容認する不見識発言を行ったことは、あらためて知事の資質、資格が問われる重大問題です。大阪教職員組合は、今回の不法な盗聴行為を糾弾し、その根絶のために力をつくすとともに、府教育委員会が知事や外部からの不当な教育介入、不法行為に屈することなく、子どもの成長を第一の目的とし、府民の教育要求に応える自主的な教育行政を推進することを強く求めるものです。

2008年9月12日

大阪教職員組合

中央執行委員長 辻 保夫